

「銀行のためのコーポレート・ガバナンスの諸原則」（仮訳）
（2015年7月、バーゼル銀行監督委員会）

原則5:グループ構造のガバナンス

グループ構造において、親会社の取締役会は、グループに対する全般的な責任を有し、また、グループやグループ内企業の構造・業務およびリスクに照らして適切で明瞭なガバナンスの仕組みを確保することについて、全般的な責任を有する。取締役会と上級管理職は、銀行の業務運営上の構造やそれが引き起こすリスクを知り、理解すべきである。

グループ構造の中で活動する際、親会社の取締役会は銀行(グループ)全体及びその子会社の双方に影響を及ぼし得る重大なリスクや問題を認識しておくべきである。親会社の取締役会は、子会社の取締役会に及ぶ個別の法令上及びガバナンス上の責任を尊重しつつ、子会社に対して十分な監督を果たすべきである。

こうした責任を果たすため、親会社の取締役会は、

- ・ 親会社、又は、子会社の複雑性及び重要性に応じて適切と考えられるものについては子会社それぞれの役割及び責任を明確にした形で、グループ構造やコーポレート・ガバナンスの枠組みを構築すべき。
- ・ 子会社取締役会を適切に形成し、グループやその業務、子会社がさらされている重大なリスクを考慮に入れた経営管理の構造を形成すべき。
- ・ グループのコーポレート・ガバナンス枠組みが、方針や手順、統制の観点から十分なものとなっているか、また、グループ全体の事業活動や構造全体に亘るリスク管理を行えているかを査定すべき。

- ・ グループのコーポレート・ガバナンス枠組みが、例えば、グループ内取引から発生し得る潜在的なグループ内の利益相反を特定し解決するための手順及び統制として、十分なものとなっていることを確保すべき。
- ・ グループ構造や法人を新たに設置する場合の方針を承認し、そのための戦略を明らかなものとし、そしてそれらが、グループとしての方針と利益に整合的なものであることを確保すべき。
- ・ 様々なグループ法人間における情報交換を促し、それぞれの子法人、グループ会社、あるいはグループ全体のリスクを管理し、そして、グループ全体の実効的な監督を確保するための実効的なシステムが存在しているか査定すべき。
- ・ 法令、規制、及びガバナンス上の要件に関し、子会社の法令遵守状況を監視するための十分なリソースを有しているべき。
- ・ 母国当局、及び、子会社を通じて間接的にあるいは直接的に全ての子法人の監督当局と実効性のある関係を維持すべき。
- ・ 全ての子法人、グループの一部及びグループ全体に関して監査が行われるような実効的な内部監査機能を構築すべき。

金融持株会社に係る検査マニュアル（平成27年3月）（抜粋）

グループ経営管理(ガバナンス)態勢の確認検査用チェックリスト(銀行持株会社用)

I. グループの経営方針等の策定

1. 経営方針等の策定

①【企業倫理の構築及び態勢整備】

取締役及び取締役会は、金融機関に求められる社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築をグループ経営上の重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための態勢を整備しているか。

②【経営方針・経営計画等の整備・周知】

取締役会は、グループが目指す目標の達成に向けた経営方針を明確に定めているか。また、取締役会は、グループの経営方針に沿ったグループ全体の経営計画を明確に定め、これらを役職員及びグループ内会社に周知させているか。

③【戦略目標の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、グループ全体の収益目標及びそれに向けたリスクテイクやグループ内の資源配分(資本配賦、人員配置等)等に関するグループ全体の戦略目標を明確に定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別の戦略目標について、グループの戦略目標と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

④【内部管理基本方針の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係るグループの基本方針(以下「内部管理基本方針」という。)を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別の内部管理基本方針について、グループの内部管理基本方針と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

⑤【法令等遵守方針の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、法令等遵守態勢の整備に係るグループの基本方針(以下「法令等遵守方針」という。)を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別の法令等遵守方針について、グループの法令等遵守方針と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

⑥【リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、リスク管理態勢の整備に係るグループの基本方針(以下「リスク管理方針」という。)を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別のリスク管理方針について、グループのリスク管理方針と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

Ⅱ－1 経営管理

グループ内の金融機関の健全性等の確保のためには、まずは各金融機関において、経営陣が自らの役割を十分に理解し、経営に対する規律付けを含め、有効かつ責任ある経営管理の態勢が構築され、適切に遂行されていることが重要である。(注)

更に、金融コングロマリットにおける持株会社等の経営管理会社は、グループ全体としての適切な経営管理の態勢構築・遂行に責任ある役割を果たさなければならない。そのためには、経営管理会社の代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会及び内部監査部門が果たす責務が重大である。

また、内部管理に関する業務が、共通の役職員によって行われている場合には、そうした兼職態勢が健全かつ適切に機能している必要がある。

以上を踏まえ、グループの経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

(注)特に、グループ内の金融機関の経営に対し、当該金融機関やその経営管理会社の経営陣でない個人、又は当該金融機関の経営管理会社以外の会社等が実質的に関与していることにより、当該金融機関自身において有効かつ責任ある経営管理の態勢構築・遂行がなされていないと認められる場合には、監督当局として特段の留意が必要となる。

(1) 代表取締役、取締役及び取締役会

- ① 経営管理会社の取締役(以下「取締役」という。)は、グループ内の金融機関等の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか。
- ② 経営管理会社の代表取締役(以下「代表取締役」という。)は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む)し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査の結果等を踏まえて適切な措置を講じているか。

- ③ 取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し、経営管理会社の取締役会（以下「取締役会」という。）における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。
- ④ 取締役会は、グループが目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それをグループ全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。
- ⑤ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、経営管理会社及びグループ全体の内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。
- ⑥ 取締役及び取締役会は、グループの業務・財務内容を把握し、グループの抱えるリスクの特性を十分理解した上で、リスクの状況を適切に把握しているか。また、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はグループにおけるリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。
- ⑦ 取締役及び取締役会は、金融コングロマリットを形成することに伴う組織の複雑性の増大や、それに伴う経営管理の困難化について十分理解し、適切な経営管理態勢を整備しているか。
- ⑧ 取締役及び取締役会は、戦略に沿ってグループ全体の適切な経営資源の配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。
- ⑨ 取締役及び取締役会は、リスクに見合った資本政策の重要性を認識し、資本の充実に努め、グループとしての適切な資本の維持を図っているか。

(2) 監査役及び監査役会

- ① 経営管理会社の監査役会(以下「監査役会」という。)は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。
- ③ 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。

(3) 内部監査部門

- ① 経営管理会社に、グループ全体の内部管理態勢を評価する内部監査部門(以下「内部監査部門」という。)が整備されているか。
- ② 経営管理会社の内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ③ 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。
- ④ グループ内のリスクに的確に対応できるよう、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じ、内部監査部門が、グループ内の金融機関の内部監査部門と協力して監査を実施できる体制を整備しているか。特に、グループ内の金融機関において重要なリスクにさらされている業務等がある場合、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じ、内部監査部門が直接監査できる態勢を構築しているか。

- ⑤ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。
また、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制となっているか。

(注) 経営管理会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。

(4) グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢

内部管理に関する業務は、本来、各金融機関において独立し、かつ、適切に遂行されるための態勢が整備されている必要がある。

一方、グループ内の金融機関が内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合がある。この場合には、以下のような態勢整備が図られているか。

- ① 内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制が確保されていること。
- イ. 特に、グループ内の複数の金融機関の内部管理に関する業務を兼務する役職員が、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること。
 - ロ. また、その人的構成及び業務運営体制は、グループ内金融機関等の業務規模及び範囲に照らし適切なものとなっていること。
- ② 内部管理に関する業務を遂行するための社内規則が整備されていること。
- ③ 内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられていること。
- ④ 内部管理に関する業務に従事する者が営業を行う部門から独立していること。